

安芸高田市地域福祉計画

～地域住民が支え合い、助け合い、認め合いながら
暮らすことができる「地域共生社会」の実現～

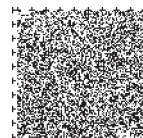
令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

概要版



令和2(2020)年3月

安芸高田市



計画策定にあたって

人口減少や少子高齢化、つながりの希薄化等を背景に、生活課題や地域課題が複雑化、複合化してきています。こうした中、制度ごと、分野ごとといった縦割りでは課題の解決ができなくなってきており、包括的な支援体制の整備が必要となってきています。また、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら地域を共に創っていく社会が求められています。

そのような背景を踏まえ、地域住民が支え合い、助け合い、認め合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指し、第1次安芸高田市地域福祉計画を策定します。

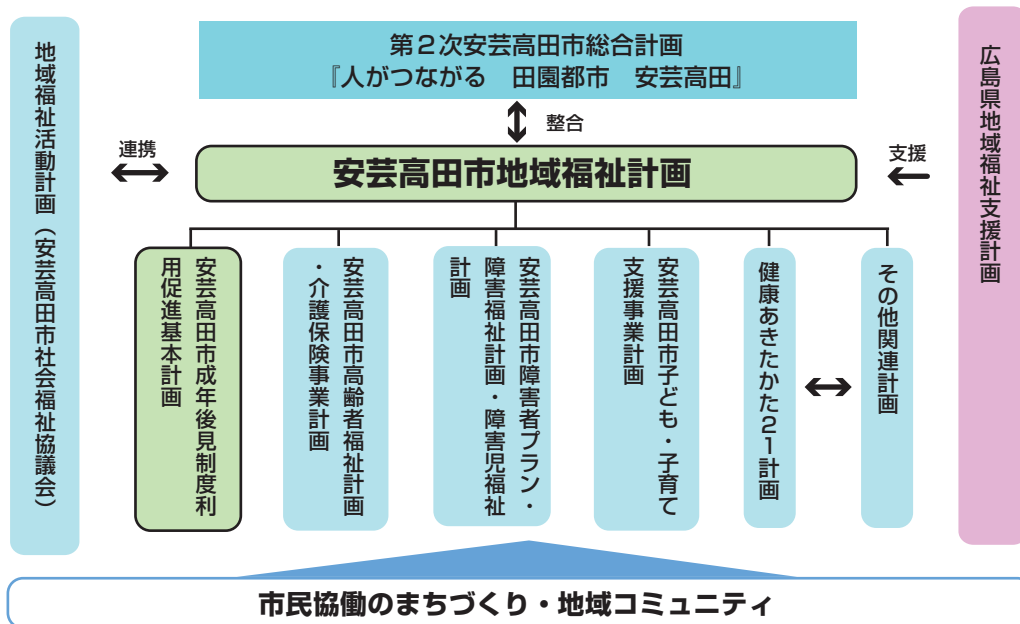
地域福祉の推進

地域福祉とは、制度やサービスを利用するだけでなく、地域の住民や福祉関係者等が協力して地域の課題解決に取り組む仕組みやお互いを支えあう関係をつくり、だれもが安心して暮らしていくことのできる社会の実現を目指すものです。

計画の位置づけ

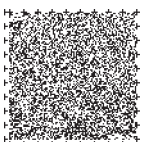
この計画は、市政運営の基本方針である「第2次安芸高田市総合計画」を上位計画とし、高齢者、障害者、児童等の福祉に関連する個別の分野計画を横断的に接続する計画です。

また、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条第1項に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(成年後見制度利用促進基本計画)を包含しています。



計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画の期間とします。



本計画で取り組むべき課題

① 福祉に対する意識の向上

住民が福祉に関心を持ち、近所づきあいでの支え合いや、福祉活動への参加につながるよう、引き続き福祉に関する情報提供や教育を進め、福祉意識の向上を図ることが必要です。

② 情報発信の工夫

生活上の困りごとを抱えたとき、相談先が分からない、必要な情報を受け取れない、必要な支援を受けられないといったことがないよう、情報発信の工夫が求められています。

③ 地域福祉活動の担い手の確保

地域振興会、老人クラブ、NPO、ボランティア等の地域における団体の担い手不足や役員等の固定化により、特定の人への負担が重くなること等によって、支援を必要とする人を地域で支える力の低下が懸念されます。団体活動をより活性化させるため、担い手の確保につながる施策を充実・強化する必要があります。

④ 顔の見える関係づくり

身近な地域でのちょっとした気遣いや助け合いが、ふだんの暮らしをよりよいものとします。こうした活動が幅広く定着するよう、地域住民や団体同士の交流の機会や地域活動の場をつくり、顔の見える関係を築くことが大切です。

⑤ 権利擁護の推進

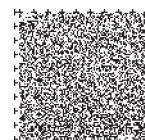
認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であっても、地域で安心して暮らしていくことができるよう、成年後見制度の普及を図ることが大切です。

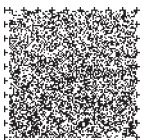
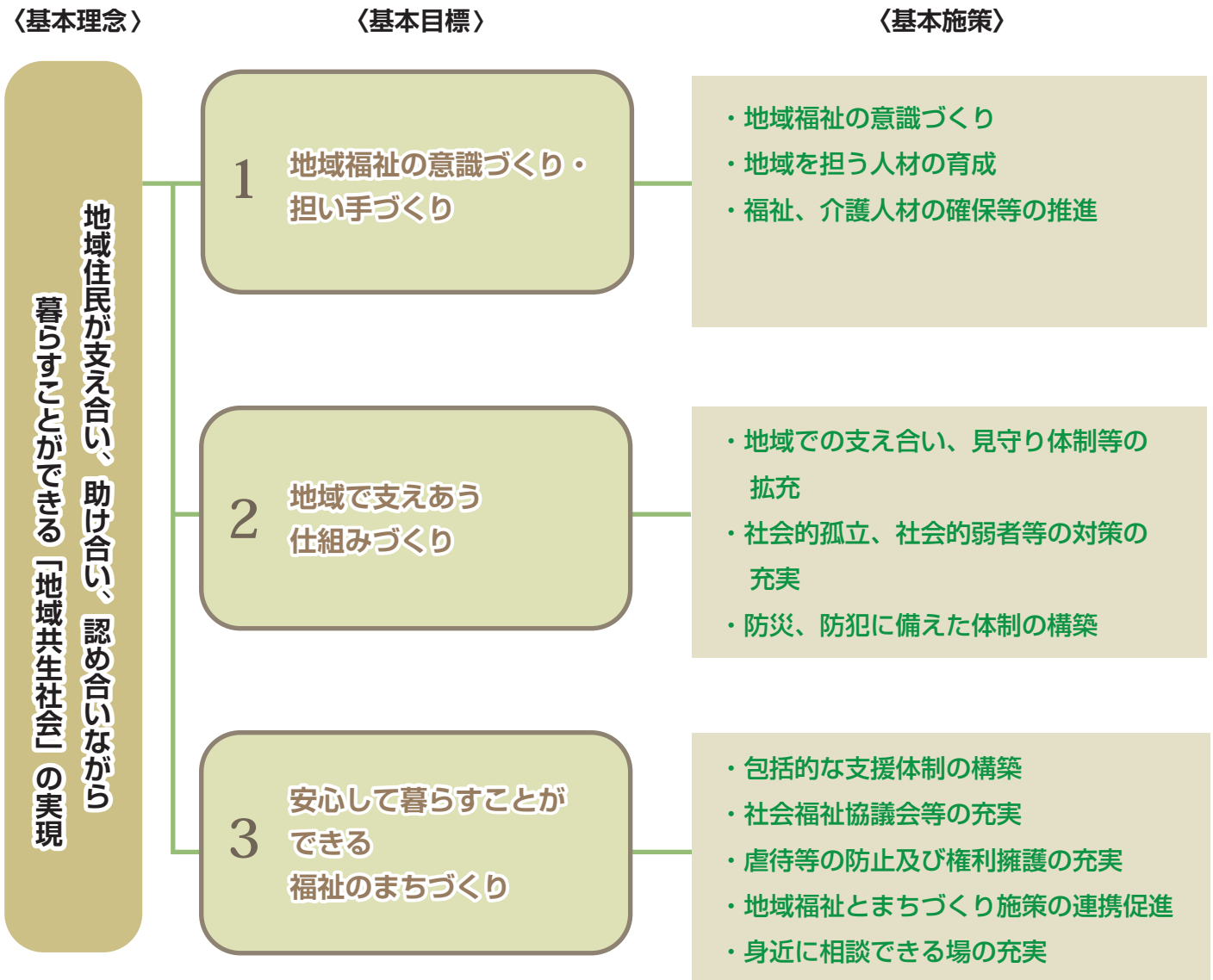
⑥ 地域生活課題の複合化・複雑化への対応

昨今、地域の生活課題については、様々な分野の課題が絡み合って複雑化するほか、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えており、複合的な支援が必要です。

⑦ 社会的孤立、制度の狭間等の問題への対応

地域生活における社会的孤立や、制度が対象としないような身近な生活上の問題（例：8050問題、ごみ屋敷等）、あるいは軽度の認知症や精神障害が疑われ様々な問題を抱えているが公的支援制度の受給要件を満たさないといった「制度の狭間」の問題に取り組むことが必要です。





基本目標 1 地域福祉の意識づくり・担い手づくり

①地域福祉の意識づくり

福祉教育や各種講座の開催、ボランティア活動の推進、交流会の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発を行います。

[主な取り組み] 広報啓発活動の充実、出前講座の開催、市民セミナーの充実

②地域を担う人材の育成

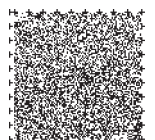
地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉の活動に活かすことができるよう、各種団体と連携し、人材育成に向けた教室等の開催に努めます。

[主な取り組み] 手話奉仕員の養成、要約筆記奉仕員の養成、ボランティアの養成

③福祉、介護人材の確保等の推進

地域福祉活動の担い手の高齢化や不足等への対応として、市民が気軽に参加できるような工夫を行いながら、地域福祉活動への参加促進を図るとともに、福祉や介護人材等地域福祉活動の担い手となる人材の確保を図ります。

[主な取り組み] 福祉・介護人材確保基盤の整備、外国人介護人材の受け入れ環境の整備



基本目標2 地域で支えあう仕組みづくり

①地域での支え合い、見守り体制等の拡充

高齢者、障害者、児童等が安心して地域で生活を営めるよう、地域と連携した支え合い活動の基盤整備推進、見守りネットワークの強化を図ります。

[主な取り組み] 生活支援員制度の推進、身近な地域の集いの場の展開

②社会的孤立、社会的弱者等の対策の充実

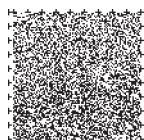
高齢者が高齢者の介護を行っている老老介護の人、ひきこもりや閉じこもりの人、地域に出てこない要支援者等の異変をいち早く察知し、速やかに支援団体や関係機関につなげることができるよう、普段からの声かけや交流を通して地域の中でのつながりを深めながら、社会的孤立、社会的弱者等に対する活動を積極的に推進します。

[主な取り組み] 民生委員・児童委員活動の推進、居場所づくり

③防災、防犯に備えた体制の構築

防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立する等、安全で安心なまちづくりを推進します。

[主な取り組み] 災害ボランティアセンターの運営支援、避難行動要支援者の支援対策



①包括的な支援体制の構築

住民に身近な圏域において、包括的に受け止めた地域生活課題について、複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等に対処が難しい場合、それらを多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の構築に向けて検討します。

[主な取り組み] 包括的な相談支援体制の整備、生活困窮者自立支援事業の充実

②社会福祉協議会等の充実

社会福祉協議会等、これまで以上に関係機関や福祉団体等との連携を図り、地域福祉を推進していきます。

[主な取り組み] 社会福祉協議会との連携・支援

③虐待等の防止及び権利擁護の充実

認知症高齢者の増加が予測される中で、成年後見制度の利用支援の充実を図る必要があるとともに、制度の周知徹底を図ります。

[主な取り組み] 権利擁護センターの設置準備、成年後見制度利用支援事業

④地域福祉とまちづくり施策の連携促進

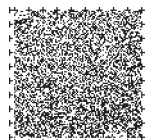
安芸高田市では、今後も、誰もが安全に移動でき、安心して住むことができるまちをめざします。

[主な取り組み] 安芸高田市人権尊重のまちづくり条例・指針、住宅確保要配慮者への支援

⑤身近に相談できる場の充実

安芸高田市では、保険・医療・福祉に関する相談において、市や社会福祉協議会の相談窓口、民生委員・児童委員等により、様々な相談を受けられる体制をとっています。高齢者、障害者、児童等に関する相談対応に取り組むとともに、身近に相談しやすい身近場の充実を図ります。

[主な取り組み] こころの健康に関する相談窓口の設置、隣保館（人権福祉センター）



1. 計画の推進体制

(1) 市民の役割

地域福祉を推進していく力は、地域の担い手である市民です。一人ひとりが地域に対する理解と関心を深めていくとともに、自らができることを考え、主体的に福祉活動に参加することが求められます。自主的な活動を行う中で、多くの交流が生まれ、ともに支えあい、助けあう地域づくりが可能となります。

また、他の団体や福祉・教育等の関係機関と連携・協力しながら、より一層地域福祉の推進に貢献することが期待されます。

(2) 行政の役割

市民一人ひとりが地域福祉の担い手として、自主的かつ主体的に活動することができるよう支援する役割が求められます。

そのため、市民や、社会福祉協議会、ボランティア団体等の関係機関・団体の役割を踏まえながら、保健・医療・福祉・介護・教育分野等との連携を強化し総合的に地域福祉を推進していきます。

(3) 社会福祉協議会の役割

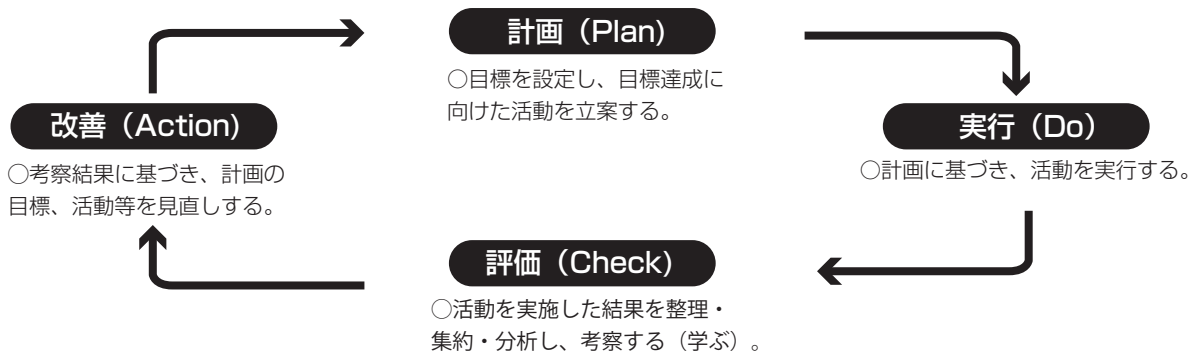
地域福祉を推進するための中核として、市民や各種団体等と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担う必要があります。

今後は、本計画及び年度毎の事業計画における取り組みの着実な推進とともに、継続的な見直し・改善を行います。

2. 計画の推進、管理・評価

本計画の着実な推進を図るため、進捗状況の点検・評価を行うとともに、PDCAサイクルによる計画の推進を図ります。

◆PDCAサイクルのプロセスイメージ◆



安芸高田市地域福祉計画 概要版

～地域住民が支え合い、助け合い、認め合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現～
令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

安芸高田市 福祉保健部 社会福祉課
〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地
TEL: 0826-42-5615 / FAX: 0826-42-2130

